

青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第5号

平成19年7月11日現在における請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項において準用する同法第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項において準用する場合を含む。）及び同法第291条の6第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成19年7月19日

青森県後期高齢者医療広域連合
選挙管理委員会委員長 神 一郎



1 請求権を有する者の総数の50分の1の数

23,813人

2 請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

265,107人